

中心市街地活性化基本計画の認定手続の特例

(国家戦略中心市街地活性化事業)
(国家戦略特別区域法第24条の3)

規制改革の内容

特例措置前

市町村は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、対象とする区域や目標を定めた**中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請**することができる。

⇒ **関係省庁は、認定された基本計画に対し、重点的に支援**

特例措置

中心市街地活性化に資する内容が記載された区域計画の内閣総理大臣認定がなされた場合、中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定がなされたものとする。

規制改革の概要

中心市街地活性化基本計画の認定と 特区事業の区域計画の認定のワンストップ化

- 中心市街地活性化に資する規制の特例措置を活用する場合など、**区域計画の認定**を受ける際に、併せて**中心市街地活性化基本計画の認定**（計画変更の認定を含む）を伴うこと等が想定されることから、それらの**認定手続をワンストップ化**

<想定される場面>

- 道路の占用基準の緩和特例によるオープンカフェの設置等と併せて行う、中心市街地における商業活性化事業を実施する場合
- 滞在施設の旅館業法の適用除外（いわゆる特区民泊）と併せて行う、特区民泊を利用する観光客等を含む公共交通機関の利用者の利便増進事業を実施する場合
- スーパーシティの区域計画の作成と併せて、新たに中心市街地活性化計画を作成・変更する場合

